

官庁施設の被災情報伝達要領

概要版

1. 目的

被災情報共有の目的を共有

- 官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設などの役割を担う。
 - 災害時においては、施設管理者と官庁営繕部等※が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があり、官庁施設の被災情報等を適切に共有することが重要となる。
- ※官庁営繕部及び地方整備局等官庁営繕関係部局
- 【施設管理者による災害時の対応】

 - ・施設点検
 - ・継続使用の可否、応急措置の要否の判断
 - ・来庁者等の安全確保 等

【官庁営繕部等の災害時の対応】

 - ・優先度に応じた施設管理者への技術的支援(各施設の被災情報を踏まえ、適切に実施)等
- 本要領は、災害時の官庁施設の被災情報の伝達方法を定め、施設管理者と官庁営繕部等における効率的かつ確実な被災情報の共有に資することを目的とする。

2. 対象施設

国家機関の建築物

対象施設

官公法第10条の施設

- ・合同庁舎
- ・一団地の官公庁施設
- ・一般庁舎 等
- ・在外公館
- ・公務員宿舎 等
- ・刑務所
- ・防衛施設 等
- ・国会関係施設
- ・特別会計施設(国交省※)
- ・裁判所
- ・会計検査院
- ・国会議事堂
- ・労働保険官署及び職業安定官署 等
- ・国交省以外の特別会計施設(労働保険官署及び職業安定官署を除く)

※土木管理施設(ダム管理所等)、航空管制・保安関係施設及び航路標識関係施設等は除く。

独立行政法人施設等

3. 災害に応じた情報伝達内容等

災害の種類・規模、官署に応じて、3つに区分して整理

○災害の種類と規模に応じ、情報伝達を行う対象施設の範囲と伝達内容を次のように設定。

地震災害		その他の災害
震度5強以上の地域に所在する全ての施設	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> C 震度5弱以下の地域に所在する被害があった施設 </div>	被害があった施設
A 優先対応施設 B その他施設		
被害の有無 被害の状況		被害の状況

- A 優先対応施設** : 災害応急対策活動を実施する施設等(予め設定)
- B その他施設** : 上記以外

○大規模災害時における官庁営繕部等の対応

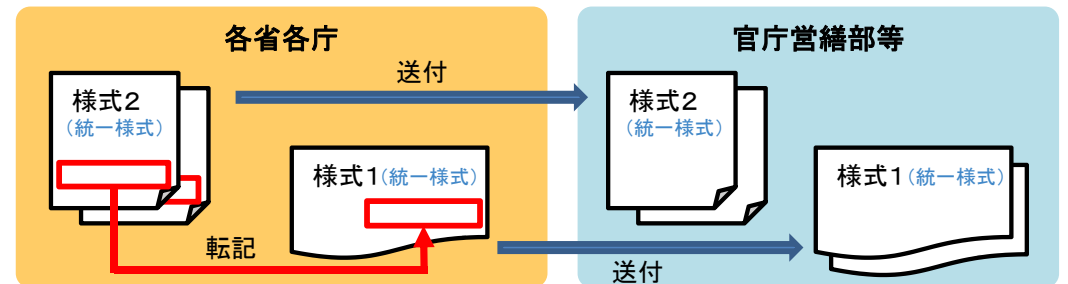
- 応急対策活動期(災発直後の初動期)
 - ・**Aの施設**については優先的に被害の有無の把握や技術的支援を実施。
 - ・**B、Cの施設**については要請があれば可能な範囲で技術的支援を実施。
- 応急対策活動期後
 - ・**A、B、C**を区分せずに対応。

4. 被災情報の伝達様式

被災情報の伝達様式を統一

○被災情報の伝達は様式1～3によるものとする。

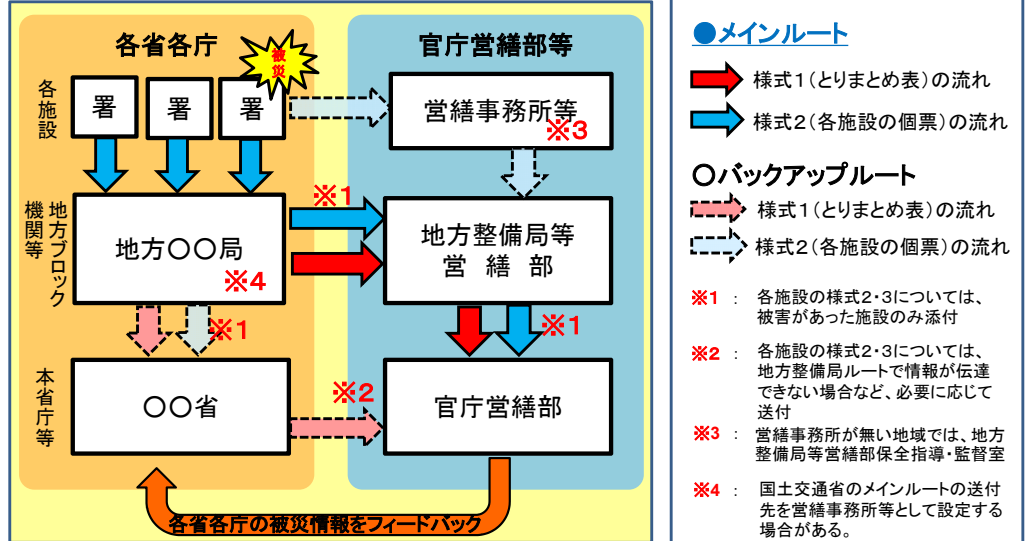
- ・様式1 : 被災情報のとりまとめを行うための様式
様式2の集計欄の内容を転記する。
- ・様式2 : 個々の施設の被害情報を伝達するための様式
- ・様式3 : 被災部位の写真を添付し伝達するための様式



官庁施設の被災情報伝達要領

概要版

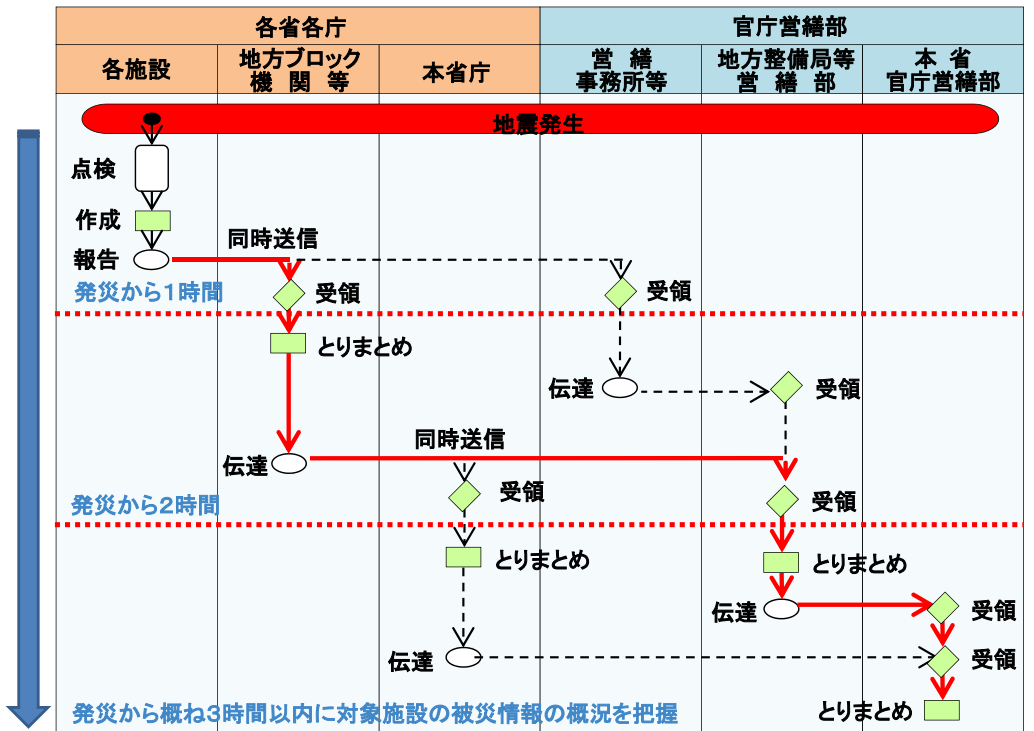
- ### 5. 情報伝達ルート(図1参照)
- 複数の伝達ルートを確認し、情報伝達の確実性を向上**
- 各省各庁の各施設管理者から国土交通省官庁営繕部に至る被災情報の伝達ルートは、**情報伝達の確実性の観点から可能な限り複数ルートを確認する。**
 - 複数ルートを確認した上で、**効率化の観点から、予め「メインルート」を設定し、その他のルートとの情報と使い分けとりまとめを行う。**
- ### 6. 情報伝達時期
- 被災概況の早期把握のため、情報伝達の目標時間を設定**
- 地震災害が勤務時間内に発災した場合、**概ね3時間以内に対象施設の被災情報の概況を国土交通省官庁営繕部が把握できるように伝達する。**(図2参照)
 - その他の場合は、点検後、速やかに伝達する。



【図1】各省各庁から官庁営繕部等への複数ルート確保のイメージ

- ### 7. 情報伝達手段
- 情報共有の確実性向上のため、信頼性の高い伝達手段を設定**
- 原則としてパソコンからの電子メールを使用する。電子メールが使用できない場合は、FAX等により伝達する。

- ### 8. 情報伝達のための平時の準備
- 円滑な情報伝達のため、平時に必要な対応を明確化**
- 対象施設の基本情報については、BIMMS-N等で共有されているデータを活用することとし、様式1および様式2については、毎年度BIMMS-Nのデータ確定後速やかに、施設情報欄を更新する。
 - 情報伝達窓口のメールアドレス等を予め確認しておく。また、メールアドレスについては人事異動によらないアドレスの設定に努める。
 - 施設に応じた点検体制の整備に努める。
 - 合同庁舎では、入居官署間において、施設点検の役割分担や連絡体制のルール化に努める。
 - 防災訓練の場を活用して情報伝達訓練を実施するなど、被災情報伝達方法の習熟に努める。



【図2】情報伝達ルートと伝達時期のイメージ (地震災害が勤務時間内に発災した場合)

➡ メインルート
--> バックアップルート